生活福祉委員会資料令和2年2月26日健康推進部生活衛生課

目黒区ペット防災の手引き ~災害時における地域避難所のペット受入れガイドライン~ <地域避難所運営者向け>(案)の作成について

1 経過

近年、大規模災害の発生時には、飼い主がペットを連れて避難する同行避難が一般化している。目黒区地域防災計画では、避難者対策の一環として、避難所における動物の適正な飼育を掲げ、区はペットの飼育場所を避難所施設に応じて確保することを責務としている。

一方、ペットの飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律によって、ペットが人の迷惑にならないよう配慮すること、及びペットの健康と安全を守る責務を負っている。

このため、区は平常時から避難所におけるペットの受入体制や飼育方法等に関する考え方を示し、避難所運営を担う区民及び学校関係者等に周知し、災害発生時における避難所での円滑なペットの飼養体制を構築しておく必要がある。

このような状況から、別添「目黒区ペット防災の手引き〜災害時における地域避難所のペット受入れガイドライン〜」(以下「手引き」という。)(案)を取りまとめた。

2 手引きの概要

- (1) 同行避難の必要性
- (2) 飼い主が行う日頃の備えと避難
- (3) 地域避難所における被災動物の受入準備から登録・収容まで
- (4) ペット飼育場所の管理と運営
- 3 発行部数 1,200部

4 配付先

- (1) 避難所運営協議会等避難所運営に当たる団体
- (2) 区立小·中学校
- (3) 区内動物病院、ペット関係事業者
- (4) 避難所参集指定職員

5 手引きの周知

- (1) 避難所運営に携わる組織等への説明会開催
- (2) 総合防災訓練及び地域避難所運営訓練等で配布・活用
- (3) 合同校(園)長会に報告
- (4) 目黒区ホームページへの掲載、めぐろ区報でのお知らせ (次の<参考>に記載の飼い主向けリーフレットと合わせて掲載予定)

<参考> ペットの飼い主への周知について

これまで区の窓口等で配付していた「ペット飼育者の災害時の備え!」を刷新し、手引きのうち飼い主に関する部分を中心に掲載したリーフレット「ペットとわたしの防災ハンドブック」(参考資料)を作成し、ペットの飼い主に向け配付している。(作成:令和2年2月)

*配付先

区の畜犬登録者(約9,000人)…3月中旬発送予定 区の窓口及び事業参加者、区内動物病院、ペット関係事業者 町会・自治会の回覧板 防災訓練等への参加者 等

以 上

<地域避難所運営者向け>

目黒区ペット防災の手引き

~災害時における地域避難所の ペット受入れガイドライン~



地震や水害等の災害が発生し、家屋の倒壊や焼失、浸水などにより自宅などで生活できなくなった場合に、目黒区の地域避難所では、ペットを連れて避難する「同行避難」を受け入れることにしています。大勢の避難者が過ごす避難所で、すべての被災者の方がともに災害を乗り越えられるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

- もくじ -

<資料1> 用語の説明(p2)

すべての方へ

」 災害とペット(p3)

飼い主が行う事項

川 飼い主が行う日頃の備えと避難(p5)

避難所運営担当者と飼い主が協力して行う事項

Ⅲ 地域避難所の被災動物の受入準備から登録・収容まで(p7)

飼い主が協力して行う事項

IV ペット飼育場所の管理と運営(p12)

<資料2> 様式見本(一部)(p14)

<参考 1> 地域避難所関係図 <参考 2> 関係団体等の支援・協力(p15)

<資料 3> 地域避難所におけるペット飼育ルール(例)(p16)



用語の説明

①受入れ対象の動物

く地域避難所で受入れが可能な動物>犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物

く地域避難所で受け入れることができない動物>トラ・タカ・ワニ・オオトカゲ・ニシキヘビ等の人に危害を与えるおそれのある動物(特定動物*)、大型の動物、特別な管理が必要な動物等は受け入れることができません。これらの動物は日ごろから災害時における飼育方法を考えておくことや受入先を探しておく必要があります。 **「特定動物」は、飼育の許可が必要で、飼い主が守らなければならない施設構造や管理方法等の基準が定められています。

②地域避難所

家屋の倒壊や火災による延焼のため、自宅等に滞在が困難な場合に利用する避難所です。区立小学校・中学校、都立高校等計38か所が定められています。

地域避難所は、災害発生直後に地域住民の方々を中心とした地域避難所運営協議会が開設と運営を行い、その後は、避難者を主体とする避難所運営本部が運営します。

※地域避難所運営協議会が設立されていない地域では、区の参集指定職員、学校職員及び避難者が協力して、地域避難所の開設と初期の運営に当たります。

③避難所運営協議会 • 避難所運営本部

避難所運営協議会は、住区住民会議、町会・自治会、学校職員、PTA、区職員などによる、地域住民を中心とした組織です。平時は地域避難所の開設準備やルールづくり、避難所運営訓練等を行います。 災害発生時には、地域避難所の開設及び初期の運営管理を行います。

避難所運営本部は、避難者を主体とした組織で、地域避難所運営協議会から避難所の運営を引き継ぎます。

④ペット飼育場所

地域避難所に同行避難したペット等を飼育するために設置した場所。ペット保護所又は動物救援本部 (東京都動物愛護相談センター)の開設前に、一時的に保護した飼い主不明の放浪動物及び傷病動物に も使用します。

地域避難所では、人の居住場所とペット等の飼育場所を分離し、ペット等は限定した区画内において、原則ケージ又はキャリーバッグに入れるかつなぎ留めて飼育します。

⑤地域避難所飼育班

避難所運営協議会(又は避難所運営本部)の下部組織として、ペットを連れて避難した飼い主が共同で、ペット飼育場所の管理及び運営を行う組織です。飼育班の代表として「動物飼育責任者」を選出し 区の動物対策班との連絡調整を行います。

⑥災対動物対策班

区の災害対策本部設置後に、放浪動物の保護、傷病動物の救護及びペット飼育場所における物品の調達等を行います。区の生活衛生課が担当します。

⑦ペット保護所

災対動物対策班が設置する傷病動物の治療及び保護を行う施設です。また、放浪動物の保護施設を兼ねます。飼い主が判明しない動物は、最終的に東京都の動物救援本部(東京都動物愛護相談センター)へ引き渡します。

1 災害とペット

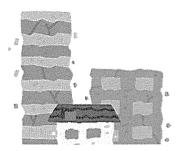
※本ガイドラインでペットとは、犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物を指します。

1 ペットの「同行避難」とは?

災害が発生した場合には、人間だけでなく、飼育されているペットも被災します。 災害時に、飼い主とペットが一緒に避難することを「同行避難」と呼びます。 区では、避難が必要となったときに、飼い主がペットを連れて避難できるよう、 地域防災計画で、開設した地域避難所内に、施設等の状況に応じて

ペットの飼育場所を確保することを決めています。

避難所において動物の適切な保護管理が行われることが、円滑な避難所運営につながります。



避難所では・・・

- ・人の居住場所と動物の飼育場所は分けます。
 - ※「同行避難」とは、飼い主とペットが同じ部屋で過ごすことや 同居することを指すものではありません。
- 避難所での動物の世話は、飼い主が協力して行います。



2 同行避難の必要性と災害時のペット対策

東日本大震災など過去の災害では、飼い主と離れ離れになった ペットが放浪動物になってしまった例が多数発生しました。

このことは、ペットの負傷や衰弱・死亡を招くばかりでなく、 野生化した動物による人への危害発生や、不妊・去勢処置がされ ていない犬や猫が繁殖し、環境が悪化することにもつながります。

同行避難は飼い主である被災者の心のケアや動物愛護の観点から 重要であるばかりでなく、人への危害防止、生活環境保全の面から も必要な措置です。





避難所では、ペットが苦手な人やペットアレルギーの人など 様々な人が生活します。ペットの受入れには、周囲への配慮が欠 かせません。

災害という非常時において、すべての被災した方々が共に災害を乗り越えられるように、避難所にかかわる方々には、ペット受入れについてご理解をいただき、避難所運営が円滑に進むよう、ご協力をお願いいたします。

3 ペットとの同行避難の基本的考え方

- (1) 災害発生時、次のような場合
 - 区の災害対策本部や消防、警察などの指示があったとき
 - 家屋が倒壊するおそれがあるとき
 - ・隣近所で火災が発生し、延焼の危険があるとき
 - 危険物の爆発や流出などのおそれがあるとき



ペットを連れて避難所等に避難します(同行避難)

(2) (1)のような差し迫った危険がなく、ペットの安全と逃げ出さない措置が確保でき、飼い主が定期的な世話に通うことができる場合

※塀等で囲まれた敷地内であっても、放し飼いのままの避難はしない でください。



ペットは自宅で待機させましょう



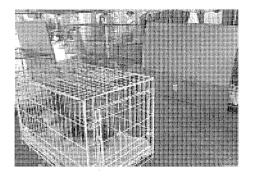


家においてくるのも

大切な選択肢

4 地域避難所でのペットの生活と飼い主の役割

- (1) 地域避難所では、人とペットは場所を分けて生活します。 ペットの飼育スペースは、避難所運営協議会又は施設管理者(学校長等)が決めます。
- (2) 避難してきた被災動物の受入れと避難所における飼育は、地域避難所運営協議会があらかじめ決めておいたルールに従い、原則として飼い主が行います。
 - ※「地域避難所におけるペット飼育ルール (例)」(P16)



ペット同行避難訓練の様子

地域避難所運営訓練で、

ペット同行避難訓練を行いましょう!

ペット同行避難訓練では、受付訓練、飼育場所の確認と設営、犬のケージ体験などを行ってみましょう。 実際に飼育場所を設営し、犬が飼い主と離れて過ごす様子を見ておくことで、避難に向けて必要なことを確認することができます。

11 飼い主が行う日頃の備えと避難

1 防災用品の準備

ペットの命や健康に関わるものを優先に、日頃から防災用品を準備し、緊急時にすぐ持ち出せる場所に保管しておきます。

- □ ケージ、キャリーバッグ(避難所で動物はケージ等の中で生活します)
- ロ ペットフードと水(5日分以上)
- □ 常備薬、療法食
- □ 食器、トイレ用品(トイレ用シート、猫砂、新聞紙等)、ブラシ、タオル等
- □ 首輪、リード、ハーネス(移動、散歩、避難所生活用)
- ロ ガムテープ (避難時にキャリーバッグの入口が開かないよう、固定します)
- □ ペットの写真(飼い主と一緒に写っているもの)
- □ 健康記録(ワクチンの接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院の情報等) ※写真や健康記録は、防災用品と一緒に保管しておきましょう。



避難時に持って行くものと後で取り に戻るものを決めておきましょう

災害時はまずは自助、

次にお互い同士の助け合い!

必要な物品を事前に準備していても、被害状況によっては用意したものを持ち出すことができない場合もあります。その時は、飼い主同士の助け合いや使えるものを工夫して、その場をしのぐことも必要です。

2 しつけと健康管理

地域避難所では、ペットも共同生活を強いられます。日頃からしつけと健康管理に努めましょう。

(1) しつけ

- ケージやキャリーバッグを嫌がらないよう、慣れさせておく。
- 決められた場所でトイレができるようにしておく。
- ・飼い主以外の人間や他の動物を怖がらない、攻撃的にならないようにしつける。
- ペットの身体のどこでも触れるようにしておく。
- ・(犬の場合)「待て」、「伏せ」等基本的な号令に従うようしつける。
- (犬の場合)無駄吠えをしないようにしつける。

(2) 健康管理

- 各種ワクチン接種やノミ・ダニの駆除
- ・(犬の場合) 毎年度の**狂犬病予防接種**
- ・服薬の状況等を随時記録
- ・繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢手術
- ・定期的なトリミング・シャンプー・ ブラッシング等で清潔さを保つ。

携帯電話や

スマートフォンを活用しよう!

ペットの写真や健康記録(病気の履歴、 服用中の薬の記録)を作成し、写真やメモ 帳機能を使って保存しておきましょう。

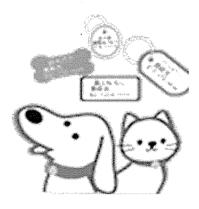
犬の場合は、鑑札や注射済票も写真に収めておくと便利です。

3 身元表示

- ・飼い主の**連絡先を書いた迷子札**や、マイクロチップ*を装着させる等、離れ離れになって も、ペットが飼い主の元へ戻れるようにしておきましょう。
- (犬の場合) 鑑札 (犬の登録を証するもの) と今年度の狂犬病予防注射済票を首輪に装着 してください。紛失した場合は、再交付を受けておいてください。



目黒区の鑑札(上)と狂犬病予防注射済票(下) ※注射済票の色は年度によって変わります。



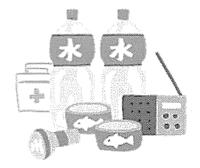
飼い主の連絡先を書いた首輪を 付けましょう。

マイクロチップ 直径 2mm、長さ8~12mm の円筒形の電子標識器具で、ペットの体内に埋め込みます。一度装着すると脱落することはありません。動物病院で簡単に装着できます。

4 ペットと一緒に避難するときは

- ・犬の場合は、鑑札と狂犬病予防注射済票などの装着を確認します。
- 猫にも**首輪に名前**などをつけ、身元が分かるようにします。
- ・犬や猫などはケージやキャリーバッグに入れるか、 首輪・リードやハーネスをつけ、持ち出し用の避難用品を ・持って避難します。





いざというときの 「預け先」を決めておこう

避難生活はペットにとっても大きなストレスです。親せきや友人宅など、ペットが安心して過ごすことができる預け先を見つけておきましょう。そのためにも、日ごろからペットを交えた良好な人間関係づくりが大切です。

Ⅲ 地域避難所の被災動物の受入準備から登録・収容まで

- ・ 避難所運営協議会の皆さんは、ペットを連れた避難者も避難所に来ることを基本に事前 準備を進めていただくようお願いします。
- ・ペットの受入れに必要な資材の準備のほかに、「地域避難所におけるペット飼育ルール」等、受入れにあたってのルールを事前に取り決めておくことも重要です。
- これらを整えておくことで、避難所運営におけるさまざまなトラブルを避けることができます。

1 平常時に行う準備

(1) 飼育場所の決定と資材の準備

① 飼育場所を決める



② 資材を 準備する



③ ペットの飼育ルールを決める

平常時に、避難所運営協議会が避難所敷地内に**ペットの飼育場所を 決定**しておきます。

⇒学校が作成した避難所配置図を元に検討します。 避難者とペットの住み分けや動線が交わらないようにします。

飼育場所をどう設営するのかを決め、必要な資材を準備します。

- ⇒(例)テント、すのこ、ブルーシート、ロープ等 ※必要な資材は設置方法・設営場所により異なります。
- ⇒「ペット受入れセット」 ペット受入れ手順や用紙類を入れ たファイルを区で地域避難所防災倉庫に用意します。

★区で配備する「ペット受入れセット」は標準版です。各避 難所の取り決めに従った内容に変更する必要があります。

「<資料2>地域避難所におけるペット飼育ルール (例)」(P16)を参考に、各避難所のルールを決めます。





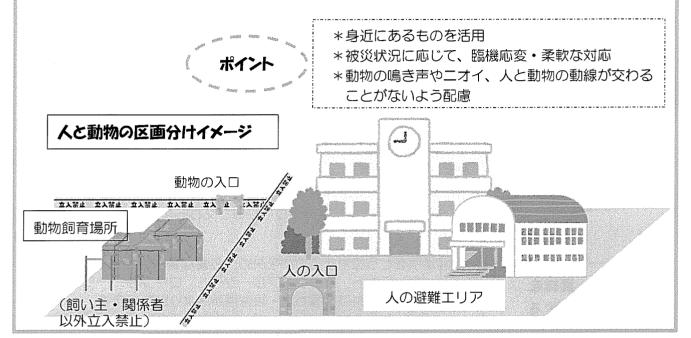




飼育場所設営のためのヒント!

飼育場所をどこに・どう設けるのか、事前に決めておきましょう。

- □町会・自治会や住区住民会議、学校が所有しているテントやタープ等を使う。
- □サッカーゴールや渡り廊下などをブルーシートで被い、風雨を防げるようにし、 飼育スペースにする。
- □台風等水害の場合も考慮し、できるだけ建物内に飼育場所を確保することが好ましい。 難しい場合は、屋外を中心にしつつ、屋内にも活用できるスペースを探しておく。



(2) 書類等の準備

次の書類(用紙)を防災倉庫等に用意します。

- ① 各避難所運営協議会が作成した「地域避難所におけるペット飼育ルール」
- ② 受付などで使用する各種様式類(7種類)*

<様式1>ペット所有者登録カード(p14)<様式2>飼い主不明の放浪動物・傷病動物登録カード

<様式3>ペット引取届

<様式4>消耗品管理台帳

<様式5>物品管理台帳

<様式6>収容動物報告票

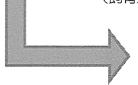
<様式7>動物飼育に関する連絡票

③ 各種表示(掲示用実物の主なもの)

*様式1以外は本手引きでの添付を省略しています。

避難所開設の手順を書いたカードと上記① \sim ③の書類の実物を、地域避難所防災倉庫内の「ペット受入れセット」 * の中に用意してあります。

※「ペット受入れセット」は、区で用意したものを、各避難所の独自の内容 (飼育場所の設置場所や設営方法、飼育ルール等)に変更してください。



協議会のペット受付担当者の方は、動物を連れた避難者が来たら、「ペット受入れセット」を渡して、協力して飼育場所の設営と 避難者の受入れを始めます。

2 災害が発生して、避難所が開設されたら

設営や受付は、避難所の運営担当 者と飼い主が協力して行います

〇 防災倉庫から取り出した

「ペット受入れセット」の手順にそって準備を進めます。

(1) 飼育場所の設営

① 飼育場所の区画

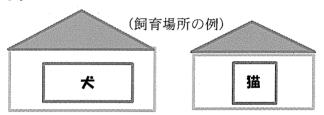
- ・人間の居住場所と動物の飼育場所を分離するため、**飼育場所をロープや荷造り用のひも等で囲みます**(例:建物の柱やパイプ椅子などを活用しましょう)。
- •「ペット飼育場所」の表示を付け、飼育場所を明示します。
- ・飼い主や運営関係者以外は「立入禁止」にします。

② 飼育場所の組み立て

- 基本的には、事前に決めておいた場所に、決めておいた内容で組み立てます。
- ・災害によって被災状況は異なります。事前の取り決めに関わらず、被害状況に応じて、臨機応変に対応します。台風等の風雨災害の場合は、屋内に使える場所を探しましょう。

③ 飼育スペースの区分

・動物は、飼育場所の区域内で、**同一種類ごと(犬と猫など)に分けて**、ケージ又はつなぎ 留めて飼育します。



- ※動物同士が 接触したり、エサを奪い合うことがないよう 配慮します。
- ※ケージやキャリーバッグ、ペットフード等動物の**飼育に必要な物資は**、基本的に **飼い主が用**意します。
- ※被災による破損などで飼い主がケージ等を用意できなかった場合は、段ボールなど 身近にあるものを活用しましょう。また、ペットフード等の消耗品は飼い主同士で 分け合うなど相互で協力しましょう。

④ トイレの場所をつくる

- 場所を区画し、「ペットトイレ」の表示をします。
- 段ボールやゴミ袋などで、ペットのフンやトイレシートを捨てる場所を作ります。
 - ⇒ フンや使用済みのペットシーツは避難所の衛生ごみとして排出します。 回収されるまでの間は、ニオイや衛生面に配慮しながら場所を定めて保管します。

(2) 書類の準備

「ペット受入れセット」から登録カード<様式1>、<様式2>の用紙を出し、受付用の 机等に準備します。

3 ペットの受入れ

避難者がペットを連れて避難してきたら、以下の手順に沿って、受入れをします。

(1) 受付

- ①飼い主に、「ペット所有者登録カード」 <様式1> (P14)、ケージ用名札、動物用名札を書いてもらい、名札類は取りつけるよう依頼します。
- ②各避難所の「地域避難所におけるペット**飼育ルール**」を渡して了解を得ます。 ※飼育ルールへの了解**が得られない場合は、避難所へのペット持込みはできません**。

★補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の取扱いについて

補助犬は、原則飼い主と一緒に生活します。避難所内に一緒に過ごすことのできる場所を確保するよう配慮してください。

(2) ペット飼育場所への収容

原則として、ペットはケージ又はキャリーバッグに入れて、同一種類(犬・猫等)毎に、ペット飼育場所に収容します。

ケージやキャリーバッグがない場合

- 段ボールなど、ケージの代わりになるものを探しましょう。
- ・大型犬は、リードで鉄棒や塀などにつなぎます。人が近寄らないようにすることや、他の犬と交わらないように、リードを短くしてつなぐなどの配慮が必要です。自宅にケージがあり取りに戻ることができたら、ケージを使ってください。

4 飼い主不明の放浪動物・傷病動物の登録と一時保護

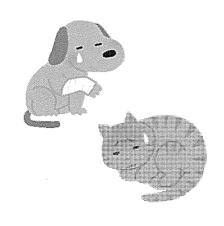
- ・飼い主がわからない動物(放浪動物・傷病動物)が避難所に連れて来られたときは、「飼い主不明の放浪動物・傷病動物登録カード」 <様式2>で受付を行い、地域避難所で一時保護してください。
- ・保護された動物は、区のペット保護所の準備ができ次第、区が引き取りに行きます。
- •区が引取りに行くまでの間は、他のペットの飼い主やボランティアが協力して飼育をお願い いたします。
- ※保護にあたっては、事前に区が各避難所に配付したケージやリード等を使用してください。

行方不明動物を探している 飼い主が来たときは

災対動物対策班が保護動物一覧表を作成し、各避難 所にFAXで送ります。情報掲示板等に掲示をお願い します。

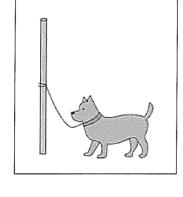
保護している動物を見て確認したい、とのお申し出 があったら、見てもらってください。

※引取りについては、P11「6」を参照してください。

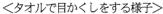


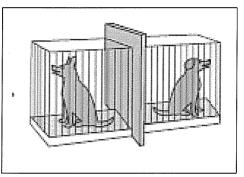
5 ペットの収容の様子

- ・ペットは**ケージ**やキャリーバッグに入れるか、**つなぎ留め**て 飼育します。
- ・動物同士が鳴き合ったりしないよう、毛布やタオル、段ボール などを使って、**仕切りや目かくし**をすると、ペットが落ち着く などの効果があり、**ストレスの軽減**にもつながります。
- 動物の飼育場所に飼い主以外の人がむやみに立ち入らないよう、「立入禁止」の表示をしましょう。子どもにも伝わるように、表示の書き方や掲示位置に工夫が必要です。

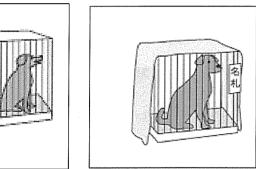


<つなぎ留める様子>





<仕切りを設ける様子>





6 ペットを引き渡す際の手続き

飼い主がペットを連れて避難所を退所するとき

次の手順で引き渡しをしてください。

- ① 「ペット引取届」〈様式3〉を記入してもらう。
- ② 記載事項(飼い主の住所、氏名、動物名等)が受付で保管中の「ペット所有者登録カード」と同じか確認する。
- ③ 記載した方の住所・氏名を運転免許証、健康保険証等の公的証明書で確認する。

(※公的証明書がない場合は住所・氏名を確認できるものでも可)

- ④ 確認できたら、引取届を「ペット所有者登録カード」に貼る。
- ⑤ 届のペットと連れ出すペットが同じかケージの名札やペットの装着名札で確認する。
- ★ 記載内容が登録カードと異なる場合は引渡しできません。



飼い主不明の動物に飼い主が現れたときは

保護している飼い主不明動物の飼い主が引き取りに来た場合は、区の災対動物対策班が飼い主確認を行ってから引渡しをします。区災対動物対策班に至急連絡 (無線 FAX) し、お申し出いただいた方には、その旨を説明してください。

IV ペット飼育場所の管理と運営

1 地域避難所飼育班の立上げと責任者の選定

(1) ペット飼育班

ペットを同行して避難した飼い主は、「地域避難所におけるペット飼育ルール」に基づき、協力して動物の飼育及び施設の管理を行うよう、飼い主で組織する**飼育班を立ち上げます。**

(2) 動物飼育責任者の選定

- ・飼育班の中から**動物飼育責任者を決めます**。 動物飼育責任者は、共同作業の進行管理、連絡調整等を行います。
- •「地域避難所におけるペット飼育ルール」に基づき、動物飼育責任者が中心となり、 **飼い主等が共同でペット等の受入れ及び飼育に関わる作業**を行います。







2 ペット飼育場所の管理・運営

● 受入れ及び飼育に関する作業

動物飼育班は、「地域避難所におけるペット飼育ルール」に沿って、次の作業を行います。

- (1) 受入れ・引渡し
 - •「ペット所有者登録カード」 <様式 1 > (P14) 等の**帳票類の受付・保管**(付随する処理含む)
 - ・ペット飼育場所を退所する時の飼い主確認・引渡し など

(2) 飼育

- ・給餌及び後片付け(飼い主不明の動物の飼育も含みます)
- ・飼育場所区域内の定期的な清掃、消毒、安全確認等
- ・健康状態の確認及び異常がある場合や死亡した時の報告
- 運営に必要な物品の管理 (調達・備蓄は災対動物対策班が担当)
- ・その他、ペットの飼育に必要な事項

(3) 飼い主不明の動物等への対応

- 動物に傷病がある場合は、災対動物対策班に連絡(災対動物対策班が獣医師に連絡)
- ペット保護所が開設後、災対動物対策班への引き渡し

3 災対動物対策班等への報告・連絡

(1) 定期的な報告

定期的に災対動物対策班に対して、ペット飼育場所の状況を報告します。

く報告事項>

「収容動物報告票」 <様式6 > (下段参照) で、各日午後3時現在の収容数等を報告します。

(2) 随時連絡

必要に応じて、物品配給の要請や事故の連絡等を行います。

<連絡事項>

「飼育動物に関する連絡票」<様式フ>で、区の災対動物対策班へ消耗品やケージ等の 必要物品等の連絡等をします。

★犬が人をかんだら(こう傷事故)

犬が人をかんだら、飼い主は①24 時間以内に 保健所へ届け出る ②48 時間以内に犬に獣医の診察を 受けさせる必要があることを、飼い主に伝えてください。 犬にかまれた人は、すぐに傷口をきれいに洗い流して、 医療機関で診てもらいましょう。



<様式6

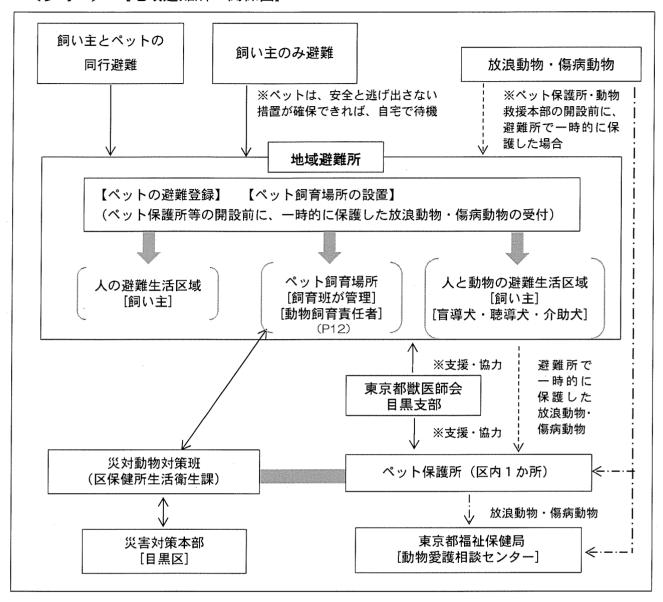
収容動物報告票		FAX运付先: 日無区 災対健療推進部動物対策班 6						
登劃所名			385736				405	
動物飼育責任者	(肥入者:)						
日付: 年 月 6	3 基準筋	啊: <u>午後3</u> 店	连 车					
1 道難動物数 ※その他	itig ()	河红具体的7	は種類を記載	(M :	ウサギ、	242	夕—,亦易·	(*)
115	类	5	tom		₹ø₺	×	その他	,
基 统			()	()	Singuist)
周行 在 唯								
(ラち護助求 <飼い主と同居>)		and the same of th		. Liver of the Control of the Contro	المعارض المعار		and the second	Carrier and St.
2 (胡い吉不明の)故	を動物・傷症	兵動物の数						
1 E		猫	その他		その他		to#	
e d k k	,A.	280	Ç	1, ground, 2,	(3	()
放浪動物								
医病药物					-			
술사								

	*	該当する口にチェッ	ックを入れて、必要	要事項を記	載して	ください。		游	惟所名	•	受付				
		ペッ	、ト所有者	音登録	カー	-ド		处工关	E)/1/11		番号				
		ふりがな 氏 名	住 所 (携帯電話 (避難場所)	携帯電話						
		動物種類	□犬 □猫 □	lウサギ 		ムスタ	一等含)) ————		種類	 口補助犬					
ペ	所有	性別等	□オス□不妊・去勢	□メス 势手術済み ·		毛(複数		1	自 □黒 キジトラ その他(□茶 □灰□サバトラ					
ット引取届貼	古輪等					,	特徵								
付位置		ペット名前	·					□良□負傷□病気					□不明		
置		避難所内 保護方法	ケージ ・ つな・他() (キャリーバッグ)						健康状態	状態 ()		
		犬のみ							□注射済み(注射済票No.)						
		登録番号						************************************							
		備考	•				病予注第	防	月	日 (動物		————————————————————————————————————)		
		入所月日	月	B	担当		退所		□その他 		3 担	<u> </u>			
	受付者記入欄	特記事項				I			•		:				

※本登録カードに記載いただいた個人情報は、災害発生等の非常時において、目黒区が設置した避難所及び動物保護所等の円滑な管理運営のために目黒区、各地域避難所運営協議会、避難所運営本部及び東京都獣医師会目黒支部において適切に使用し、それ以外の目的では使用いたしません。本登録カードに氏名及び住所をご記入いただいた方は、上記による個人情報の提供に同意したものとします。

ファイルに保管

<参考1> 「地域避難所 関係図】



<参考2> [関係団体等の支援・協力]

※各団体への協力依頼は災対動物対策班を通して行います。

□ 東京都獣医師会目黒支部

平成20年2月に締結した災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、ペット飼育場所等における傷病動物の救護及び搬送等について支援を受けます。

- ①負傷した動物の応急手当に関すること ②被災した動物の保護及び管理に関すること
- ③被災した動物に関する情報の収集及び提供に関すること ④動物の死亡の確認に関すること

□ その他協力団体等

飼育、施設管理、保護及び物資の無償提供等に対する支援を受けます。

- ①緊急災害時動物救援本部<(公社)東京都獣医師会、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(社)東京都家庭動物愛護協会等の団体による救援組織>からの支援(東京都を通じて要請)
- ②区内事業者(食料・避難場所等)及び個人ボランティア等による支援・

地域避難所におけるペット飼育ルール(例)

- 1 避難所では人の生活が優先です。ペットを飼っていない人に配慮した飼育を心がけてください。
- 2 避難所に入所できる動物は、犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物に限ります。 *人に危害を与える恐れのある危険な動物や大型の動物、特別な管理が必要な動物等は受け入れることはできません。
- 3 避難所では、人とペットの生活の場所を分離します。ただし、補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。
- 4 ペットの飼育管理は飼い主が責任を持って行います。飼育に必要な資材(ケージ、キャリーバッグ、リード等) や当面の食料は、原則として飼い主が用意します。
- 5 飼い主は飼育班を編成し、協力してペット飼育場所の管理運営及びペットの飼育管理にかかる作業を行います。また、飼育班の代表として、動物飼育責任者を選定します。
 - ①飼育場所の設営
 - ②ペットの受付・退所等の手続、災害対策本部への連絡・報告等
 - ③飼育に必要な共同作業(飼育場所及び周辺の清掃・消毒、廃棄物・汚物の処理及び集積場所の清掃・消毒、救援物資(ペットフード、資材、日用品等)の搬入・集積・仕分け・配分、その他の必要な作業)
 - *「ペット」には、保護された飼い主不明の放浪動物や傷病動物で、区のペット保護所に引き継ぐまでの一時保護中の動物を含みます。
- 6 飼い主は、ペット等の健康状態の把握、体調管理に気を配り、異変がある時は早期に獣医師に相談するよう努めます。
- 7 飼い主は、避難所内の決められた場所でペットをケージ又はキャリーバッグに収容するか、綱やリードで支柱につなぎ留めて飼育します。また、首輪に名札(犬は鑑札、狂犬病予防注射済票も)を装着するほか、ケージに飼い主の氏名・居場所等を明示した名札を付けます。
- 8 ペットの散歩や運動の際は、必ずリードを付け、かみつき等の事故が起きないよう努めます。また、 鳴き声等で他の避難者に迷惑をかけないよう、 場所や時間帯 (早朝・深夜を避ける) に配慮します。
- 9 ペットの給館・給水は決められた時間に行い、余った餌は必ず後始末をして、飼育場所と周辺を清潔に保ちます。
- 10 ブラッシングは被毛が飛ばないよう周囲に配慮して行い、ブラッシング後の後始末は、飼い主が責任をもって行います。
- 11 ペットの排泄は特定の場所でさせ、飼い主の責任によりきちんとフン尿の後始末をします。
- 12 病気やケガでペットの世話ができない飼い主がいる場合は、飼育班が協力して飼育します。
- 13 ペットに関するトラブルは飼い主及び関係者間で解決し、苦情には速やかに対応します。
- 14 飼い主は、避難所運営協議会(又は避難所運営本部)及び区職員(災対動物対策班など)と適宜必要事項を協議し、決定した事項に協力します。

発行:目黒区 令和元年●月●日

編集:目黒区健康推進部生活衛生課、危機管理室防災課

東京都目黒区上目黒二丁目 19番 15号 (電話) 03-3715-1111 (代表)

主要印刷物番号

※ 防災用品チェックリスト	
□ ケージ、キャリーバッグ□ ペットフードと水(5日分以上)□ 常備薬、療法食□ ペットの写真・飼い主と一緒の質□ トイレ用品(トイレ用シート、質□ 首輪、リード、ハーネス	写真
□ タオル□ 健康記録	□ ブラシ □ ガムテープ、マジックペン

ペットの健康記録	录		※この様式は一例です
飼い主氏名:			
住所:			
電話番号:①	2	3	
ペットの名前:		The state of the s	Ja-E
動物名•種類:	144	-11-11-11	
生年月日(年齢):_		性別:	
マイクロチップ番号		Zem-	
狂犬病予防注射最終	接種日:		
混合予防注射種類又	は抗体検査結果及び	『最終実施日:	
フィラリア予防薬種	類及び最終実施日:		
ノミ・ダニ駆除種類			
内部寄生虫駆除剤種			
既往症:			
現 症:			
投薬記録 薬剤名・	投与量・回数:		
	2000年 - 100 - 10		
投薬記録 薬剤名・	 投与量•回数:		
食べ物:			
その他:			

携帯電話やスマートフォンを活用しましょう!

ペットの写真の他に、健康記録(病気の履歴、服用中の薬の記録)を作成し、写真やメモ帳機能を使って保存しておきましょう。 犬の場合は、鑑札や注射済票も写真に納めておくと便利です。

目黒区保健所 生活衛生課

TEL 03-5722-9505 FAX 03-5722-9508



ペットとわたしの 防災ハンドブック



同行避難ってなに?

災害が発生すると、人間だけでなく、飼育されているペットも被災します。**同行避難とは、自宅にいるのが危険であると感じた場合に、飼い主がペットと一緒に、安全な場所(避難所等)へ避難することです。**

避難所では、動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人等、様々な人との共同 生活になります。このため、飼い主とペットが同じ居室で過ごすことはできません。 飼い主とペットは避難所内の別々の場所で生活し、飼い主同士が協力して飼育に当たり ます。

避難所に同行できる動物は、犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物に限ります。 大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れができませんので、日頃から 災害時における受入先を確保しておいてください。



日頃の備えと心がけ

各項目をチェックしてみましょう♪

₩ 安全確保

- □ 家具の転倒防止、ブロック塀やガラス窓の近くにペットの居住スペースを設けない。
- □ 首輪や鎖が外れたり、切れたりすることがないか点検する。
- □ ペットを連れての避難経路を確認しておく。
- □ 災害時に一時的に預けられる場所を確保しておく。

☆ しつけ

- □ ケージやキャリーバッグを嫌がらないよう、慣れさせておく。
- □ 決められた場所でトイレができるようにしておく。
- □ 飼い主以外の人や他の動物を怖がらない、攻撃的にならないようしつける。
- □ ペットの身体のどこでも触れるようにしておく。
- □ (犬の場合)「待て」「伏せ」等、基本的な号令に従うようしつける。
- □ (犬の場合)無駄吠えをしないようにしつける。

₩ 健康管理

- □ 各種ワクチン接種やノミ・ダニの駆除をしておく。
- □ (犬の場合)毎年度の狂犬病予防接種を済ませておく。
- □ 服薬の状況等を随時記録しておく。
- □ 繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢手術をしておく。
- □ 定期的なトリミング・シャンプー・ブラッシング等で清潔さを保つ。

₩ 身元表示

- □ 飼い主の連絡先を書いた迷子札や、マイクロチップを装着する。
- □ (犬の場合)鑑礼(区への登録時に交付される札)、今年度の狂犬病予防注射済票を首輪に 装着する。紛失の際は再交付手続きをするか、獣医師の狂犬病予防注射済証明書を持 参する。

☆ 防災用品の準備

□ 日頃から備蓄し、すぐに持ち出せる場所に用意しておく。(裏面チェックリスト参照)





(上) 鑑札

(下) 注射済票

鑑札等を装着しましょう!

飼い主とはぐれ、放浪動物になってしまうと、 動物自身の負傷や死亡を招くだけでなく、人へ の危害や環境悪化にもつながります。身元が分 かるものがないと、見つかった場合もすぐに飼 い主への引き渡しができません。鑑札や注射済 票があれば飼い主の特定ができるので常に装 着するようにしましょう。

災害が起きたら

☆ 同行避難の判断

① 区の災害対策本部や消防・警察などの避難指示、家屋倒壊・火災延焼・危険物の 爆発や流出などのおそれがある場合



ペットを連れて避難所等に避難します(同行避難)

② ①のような差し迫った危険がなく、ペットの安全と逃げ出さない措置が確保でき、 飼い主が定期的な世話に通うことができる場合

(※ 塀等で囲まれた敷地内でも、放し飼いのままの避難はしないでください)



ペットは自宅で待機させましょう

☆ 避難所への移動とペット飼育場所の設営・飼育

- ① ケージやキャリーバッグに入れる又はリードやハーネスをつけ、持出用の避難 用品を持って移動します。
- ② 避難所に入る際は、ペット所有者登録をします。
- ③ 各避難所の運営担当者と協力して飼育場所の設営にあたります。
- ④ ペットは**飼い主とは別の決められた場所で飼育**し、基本的にケージやキャリー バッグの中で生活します。
 - (補助犬【盲導犬・聴導犬・介助犬】については、飼い主と一緒に生活します。)
- ⑤ ペットの飼育や飼育場所の管理は、各避難所のルールに従い、**飼い主が協力して** 行います。





地域の防災訓練に 参加しましょう!

ペットとはぐれてしまった時は

飼い主のわからない放浪動物や傷病動物は、各避難所で一時保護され、その後区の ペット保護所を経由して東京都動物愛護相談センターへと移送されます。

ペットとはぐれた場合は、目黒区保健所生活衛生課(O3-5722-9505)へご連絡 ください。